

物価高騰対策として 令和7年4月～7月分の水道料金を免除します

南部町では、昨今の物価高騰により町民に重大な経済的影響をもたらしている現状を鑑み、町民の生活支援を目的に「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、水道料金を下記のとおり令和7年4月から7月までの間、免除します。

(免除期間) 令和7年 5月検針分（4月～5月使用分）
7月検針分（6月～7月使用分）

(対象者) 南部町と給水契約を行っている世帯及び事業所
※ ただし、国・県・町などの公共機関は除く

(手続) 皆様にお問い合わせの手続きはありません。

(注意事項)

1 水道料等使用料のお知らせについて

これまでどおり、検針時に請求予定額等が記載された「水道使用料等のお知らせ」をお届けします。

この免除期間中の請求はありませんが、免除額の確認と漏水確認としてお使い下さい。

2 免除期間中の漏水について

この免除期間中に漏水が確認された場合は、速やかに修理をお願いします。

そのままにしておくと、漏水による減免等が受けられずに高額な請求になる場合がありますのでご注意ください。

3 免除期間終了後について

令和7年度9月検針分（8月～9月利用分）からの料金については、通常通り口座振替、納付書等にてお支払いいただきます。

水は貴重な資源です。大切にお使いください。

◆お問合せ

南部町役場 水道環境課

☎ 6 6 - 3 4 0 7